

Japan tax alert

EY税理士法人

欧州委員会が付加価値税 (VAT) 行動計画を採択

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

エグゼクティブサマリー

2016年4月7日、欧州委員会は付加価値税(VAT)の行動計画を採択しました。調和のある単一の欧州連合(EU)VAT制度の整備に向けた取り組みを意図したものとなります。それと同時に委員会のプレスリリースを発表し、行動計画の概要と詳細なQ&A文書を公開し、各計画を実施する根拠を明示しました。

行動計画はEUが以下の目標を達成するため、喫緊の課題への取り組み内容を示しています。

- ▶ VAT不正を対処し、徴収不足を解消(徴収不足額は約1,700億ユーロ(約20兆円)に上り、税収の15.2%の損失と推定)
- ▶ VAT制度をデジタル経済と中小企業(SMEs)のニーズに適合
- ▶ 単一の欧州VAT制度の設立に向けた明確な「方向性」を提供し、国境を超える取引について、確実性の高い「仕向地原則」を導入
- ▶ VAT税率の枠組みを整備し、加盟国が柔軟に税率を設定できるように選択肢を設定

行動計画は、VAT登録をしている全ての法人の関心事項になると考えられます。

詳細

上記4つの主要課題に基づき、以下の行動計画が設定されています。

デジタル市場戦略

委員会はデジタルシングルマーケット戦略の一環として、2016年末までに国境を超える電子商取引における近代化及び簡素化されたVAT制度の整備を目的として、下記を考慮した法案を提示する見込みです。

- ▶ 現在のワンストップ・ショップ制度*を、遠距離販売を含む、全てのクロスボーダー電子商取引に拡大
- ▶ EU共通の簡素化措置を導入し、小規模なスタートアップ電子商取引ビジネスを支援
- ▶ 当該分野の税務調査の整備、効率化(自国での調査実施)
- ▶ 第三国から輸入する小包に係るVAT免税措置の廃止

デジタルマーケット戦略はまた電子出版について特筆しており、委員会はVATの適用にあたり、紙と電子出版の不平等な取扱いについて解決を図る提案を行うとしています。提案はEU全般にわたり、電子出版に対するVAT課税の方針を統一する試みとなります。

*ワンストップ・ショップ制度: VATの仕向地主義課税の徹底に伴い、事業者が仕向地ごとにVAT登録、申告納税をするといったような事務負担を軽減するため、課税登録をしている加盟国のみで申告納税を行うことを可能とする制度。

VATの徴収不足

行動計画は、VATの徴収不足に対して20の措置をまとめ、次の点について緊急な対応を要請しています。

- ▶ EU加盟国内及び非加盟国との協力強化
- ▶ 税務行政の効率向上
- ▶ 自主コンプライアンスの改善
- ▶ 税の徴収の改善に対する注力

上記を踏まえた2016年の委員会の提示事項

- ▶ 非EU国を含む税務行政機関及び関税局と法の執行機関との協力を改善する措置、及び不正に対する効果的な取締りの税務行政について、能力強化のための措置
- ▶ 税金債務の回収の相互支援に関する指令の評価報告書

2017年の委員会の提示事項

- ▶ VAT行政協力とユーロフィスク*向上のための提案

*ユーロフィスク: 加盟国の税務当局がVATの不正を検出するためのネットワークシステム

クロスボーダー取引における最終的なVAT制度

行動計画には、ますます増加するクロスボーダー事業の複雑性と現行のシステムが、深刻なクロスボーダー取引における不正行為の温床となっている現状について委員会の見解が提示されています。

2017年には委員会は、クロスボーダー取引について、仕向地課税の原則に基づく最終的なVAT制度の法案を公表する予定です。最終制度では物品の供給者が顧客からVATを徴収することになりますが、クロスボーダー取引についてもこの方法が適用されることとなります。

VAT税率方針の近代化

仕向地原則に基づく最終的なVAT制度を導入することが決定されたことにより、VAT税率に関する規則の見直しが必要となります。

行動計画は加盟国がVAT税率の設定にあたり広範な自治権を付与されることを示唆しており、委員会は二つの選択肢を提示し、加盟国に自由度を与えています。

1. 最低標準税率15%及び現行の例外適用及び軽減税率のリストを維持し、当該リストを他の加盟国からの意見に基づき定期的に見直す; 又は
2. 上記リストは廃止するが、加盟国に軽減税率の件数と水準を管理することを許可する(ただし、不公正競争に係る法令及びセーフガードの適用を受ける)。

しかしながら、委員会はこの措置が潜在的に政治的な課題があることを認識しており、加盟国及び欧州議会との討議を開始し、2017年には詳細な法案を発表する意向を示しています。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

| | | | |
|---------------|--------|-----------------|-------------------------------|
| 大平 洋一 | パートナー | +81 3 3506 2678 | yoichi.ohira@jp.ey.com |
| ジャン フランソワ・デニス | マネージャー | +81 3 3506 1269 | jean-francois.denis@jp.ey.com |

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160422

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp